



研修会の目的と クマの被害状況及びその対策

自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

令和8年2月

【対象】

- 野生鳥獣の捕獲未経験者又は初心者の自衛官OBや警察職員OBなど

【目的】

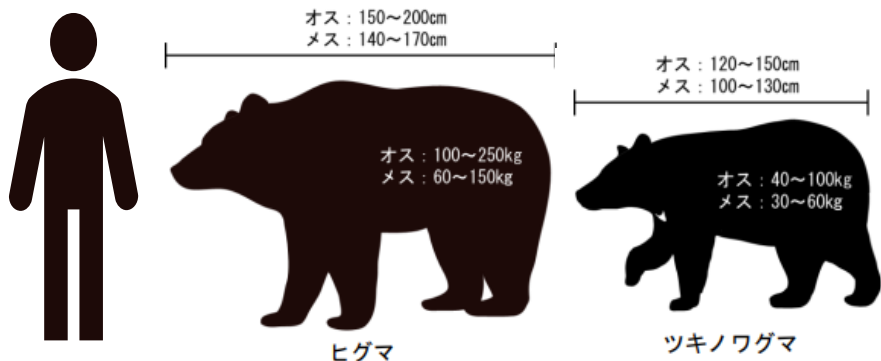
- 今後捕獲の担い手として、銃を所持し、捕獲に従事いただけるよう、クマをはじめとした野生鳥獣の生態や被害などの基本的な内容を理解いただく。
- 捕獲者の心構え、基本的な知識や地域貢献などのやりがいなどを、お伝えする。



近年のトピック～クマ被害対策～

クマの生態

身体的特徴



- 体重は春から夏にかけて減少、秋は冬眠に備えて脂肪を蓄積するため急増する。
- 大きな犬歯を持つが、食べ物は植物質中心のため、大臼歯は食べ物をすりつぶすのに適した形状。
- 上腕の筋肉が発達しており、可動域の広い関節と鋭い爪をもつため、ヒグマのオス成獣の様な体が大きい個体を除き、木登りが得意である。
- 嗅覚が非常に優れ、聴覚も発達していると言われている。

分布

- **ヒグマ：北海道**
- **ツキノワグマ：本州、四国** ※ 四国は分布域が縮小、九州は絶滅

食性

- 山菜、草本類
- 衰弱死したシカの死体等

- 草本類
- アリ等の昆虫類
- イチゴ類・サクラ類の果実類
- シカの新生子

- ブナ・ミズナラ等の堅果類
- ヤマブドウ・サルナシ等の果実類
- サケ類（特にヒグマ）

春

夏

秋

冬

生活史

- 冬眠明け

- 繁殖
- 子別れ
- 分散

- 飽食期

- 冬眠入り

- 出産

※ 分散は若いオスが春から夏に人の生活圏への出没が増加する要因となる。

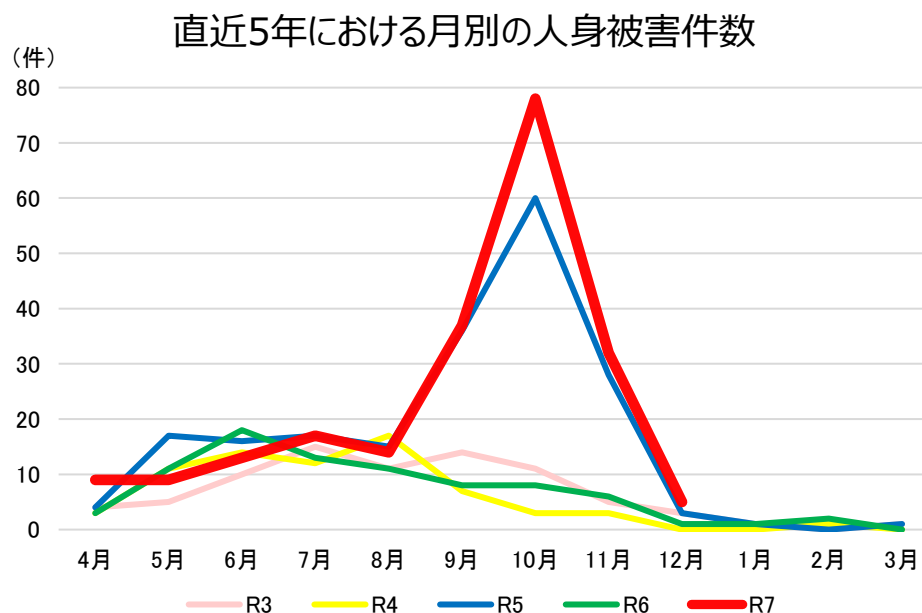
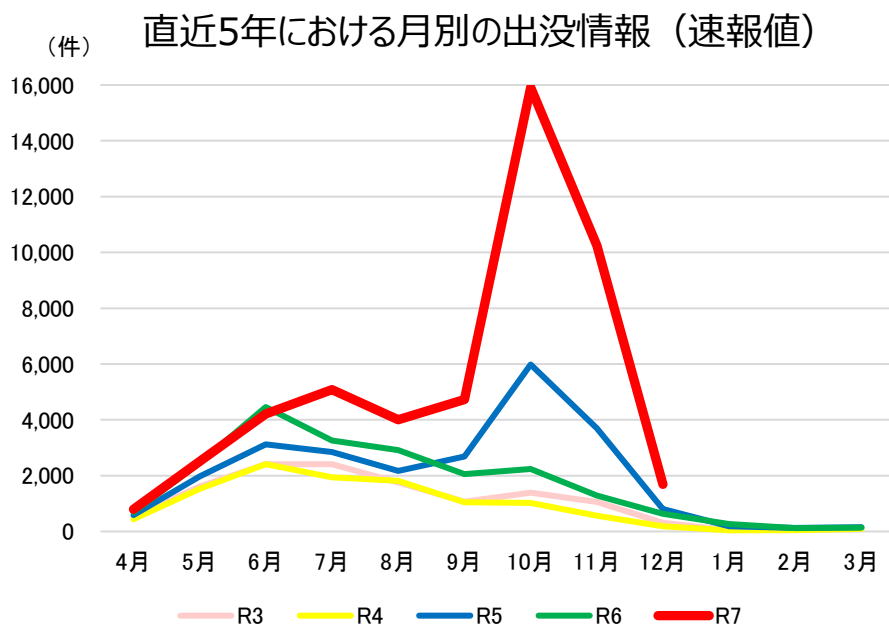
※ 堅果類が不作時には行動圏が拡大し、人の生活圏への出没が増加する要因となる。

	子育て期間（平均）	出産頭数（平均）
ヒグマ	1～2年半	1～3頭
ツキノワグマ	1年半	1～2頭

令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度の出没情報、被害件数、被害者数の推移※

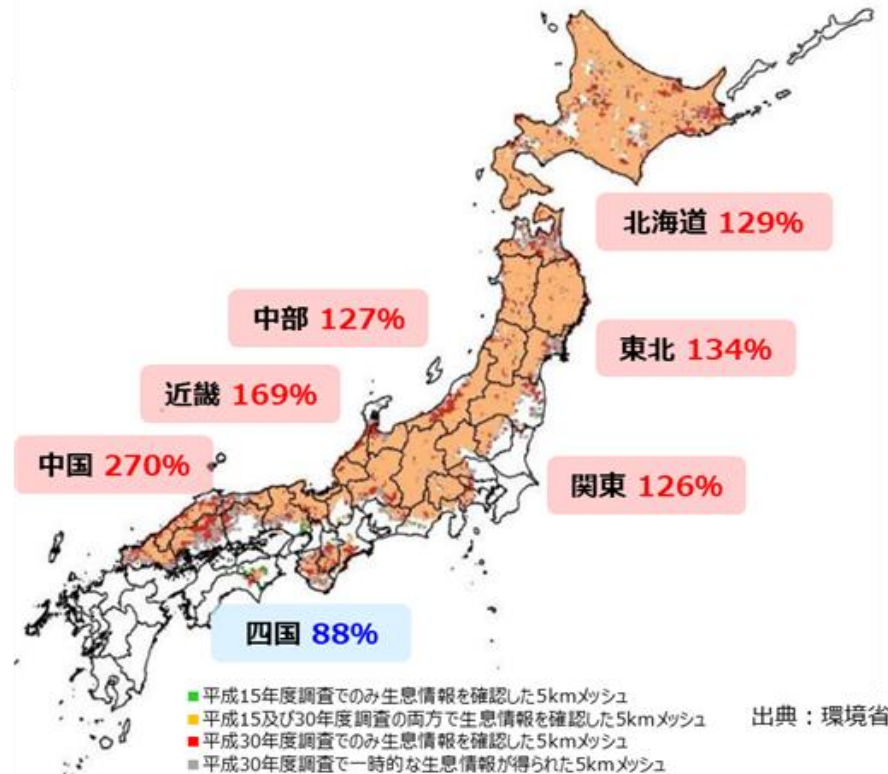
	出没情報（速報値） （4月～12月）	人身被害件数 （4月～12月）	人身被害者数 （4月～12月）	死亡者数 （4月～12月）
令和7年度	49,226	214	236	13
令和6年度	19,986	79	82	3
令和5年度	23,879	196	217	6



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

クマの分布域拡大と被害の増加

- ヒグマの分布域は約1.3倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
推定個体数（令和5年度）は12,180頭で30年間で2倍以上に増加
- ツキノワグマの分布域は約1.4倍に拡大（平成15年⇒平成30年度）
- 人口減少・高齢化等により、クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大、令和5年度に、人身被害が多数発生（219人）



クマの指定管理鳥獣への指定と都道府県等への支援の強化

- **クマによる被害防止に向けた対策方針**（令和6年2月）。**クマの地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止**により、**人とクマのすみ分け**を図る
- **四国を除く個体群を指定管理鳥獣※に指定**（令和6年4月）
※集中的・広域的に個体数・分布域の減少を図る必要がある鳥獣（シカ、イノシシ、クマ）
- **指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ対策を追加**（令和6年8月）
都道府県等へのクマによる被害防止対策への**財政支援を強化**

鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）

- **人の日常生活圏における銃猟を可能とする鳥獣保護管理法改正**
※改正法の運用方法を解説する緊急銃猟ガイドラインを令和7年7月に公表
- **緊急銃猟の実施（令和7年9/1～12/31：11道県55件）**※

※R8.1.9現在、環境省が把握する事例に限る

「クマ被害対策パッケージ」(令和7年11月決定)

令和7年度のクマによる被害



- ・**出没情報 (49,226件)**
- ・**人身被害件数 (214件)**
- ・**人身被害者数 (236人)**
- ・**死者数 (13人) ※**

いずれも過去最多

※令和8年2月4日時点で環境省が把握している数字

クマ被害対策パッケージ

●クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

参加閣僚：官房長官、環境大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長

- クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、**関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージの実施により、国民の命と暮らしを守る**

- 人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分け**を実現する

- 環境省の実施する施策として、ガバメントハンターの人件費や資機材等について、交付金による支援や、適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定等が盛り込まれる

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化**することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底**を図り、**人とクマのすみ分け**を実現する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★ **緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣**（環境省）
- ★ **緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく**（環境省）
- ★ **効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成**（環境省）
- ★ **自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出**（環境省、総務省）
- ★ **インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等**（環境省、観光庁）
- ★ **警察によるライフル銃を使用したクマの駆除**（警察庁）
- ★ **都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保**（警察庁、文部科学省）
- **自衛隊OB、警察OB等への協力要請**（環境省、防衛省、警察庁）
- ★ **学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等**（文部科学省、環境省）
- ★ **農林業従事者の安全確保の徹底**（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- **春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底**（環境省、農林水産省、総務省）
- **ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援**（環境省）
- **クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備**（警察庁）
- **市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供**（環境省、農林水産省）
- **緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等**（環境省、農林水産省、林野庁）
- **河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等**（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- **自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成**（環境省、農林水産省）
- **クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等**（環境省）
- **適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定**（環境省）
- **堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信**（環境省、林野庁）
- **保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け**（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出沒対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる